

# 第11回佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成18年12月26日（火曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (1名)	13番	岡 本 安 夫		
早退議員 (1名)	13番	岡 本 安 夫		

事務局出席 職員職氏名	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (30名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 教 育 推 進 課 長	山 口 清
	教 育 委 員 会 長 教 育 推 進 課 長	坪 内 頼 男	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠席者 (0名)				
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 190 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 2 . 議案第 187 号及び議案第 192 号について(委員長報告)
- 日程第 3 . 議案第 187 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議について
- 日程第 4 . 議案第 192 号 佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 . 議案第 209 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 6 . 議案第 195 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 7 . 議案第 196 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 8 . 議案第 197 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 9 . 議案第 198 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 10 . 議案第 199 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 11 . 議案第 200 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 12 . 議案第 201 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 13 . 議案第 202 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 14 . 議案第 203 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 15 . 議案第 204 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 16 . 議案第 205 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 17 . 議案第 206 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 18 . 議案第 207 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 19 . 議案第 210 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 . 発議第 15 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 21 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 

午前 10 時 00 分 開会

議長(西岡 正君) 皆さんおはようございます。

議員各位、町当局、町長、助役をはじめ、課長の皆さん方には、昨日に引き続きましてお揃いでご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

過日の本会議以来、それぞれ常任委員会等ご出席をいただき、各慎重に審議を賜り、大変ご苦労さんでございました。

開会に先立ち、ご報告を申し上げておきますが、本日人事に関する案件が1件、議員発議案件1件が追加提案されております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、定例会のため地方自治法第121条の規定により、出席を求めました皆さん方におきましては、町長、助役、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第1．議案第190号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） ただちに日程に入ります。

日程第1、議案第190号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定については、所管の総務常任委員会に審議を付託いたしておりましたので、これより総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、敏森正勝君。

委員長すみません、尚ですね、ちょっと、皆さん方に報告するの忘れてましたけども、岡本安夫議員が病氣療養中の為、遅刻という事でございますので、ご理解願いたいと思います。

委員長すみません。

〔総務常任委員長 敏森正勝君 登壇〕

総務常任委員長（敏森正勝君） おはようございます。命に寄りまして、総務常任委員会を開催しましたので、審議の経過及び結果を報告いたします。関連質問もあり、全て報告とまではいきませんが、少しでも多く知っていただく為に、少々時間が長くなりますが、ご辛抱願いたいと思います。

去る12月11日午前9時30分から議員控室において、12月5日の定例会に委員会付託を受けました議案第190号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定についての審議を委員全員出席のもと開催いたしております。

出席者は当局から町長はじめ、助役、まちづくり課長、井土まちづくり課担当者及び議会事務局長、小林主幹であります。

始まりにあたりまして、議長、町長の挨拶をいただき、その後、まちづくり課長より説明を求め、審議に移っています。

まず、説明内容ですが、この条例につきましては、町が実施いたします情報通信網の整備に当たりまして、放送等の提供を受ける者から地方自治法第244条の規定に基づき分担金を徴収する為に制定するものであります。事業実施につきましては、要綱等で整理して進めていき議会へも報告させていただきます。第2条の関係で分担金の徴収の範囲という事での考え方は、町内に家屋、事務所、事業所を有する者。賃貸の住宅入居者並びに公共施設を管理する者という事で考えています。減免の関係では生活保護法の第6条1項の被保護者で既に保護を受けている者を指しています。町内では約35名程該当する予定です。町長が別に定める期日までに放送等の提供を受ける申請をした者とは南光・三日月地域は加入推進等で説明しているように、19年1月末までに申し込みをした方が該当します。佐用上月地域につきましては次年度交付決定の日から約3ヵ月後の月末までを想定しています。特別の事情がある時とは、NHKの共聴受益者で光ファイバーを敷設している地域で、町の通信網に移行する場合、この場合の分担金につきましては免除として考えています。町営住宅の関係は、推進期間中は1万円。その後も1万円を頂、全戸に敷設する考え方で

あります。受益者の変更とは、同一世帯での変更とか、相続、譲渡により変更等の場合を想定しています。いう説明がございました。

次に質問でございますが、第2条からですが、要綱を整理するという事ですが、できていないですねという事で、現在のところは、未だ要綱はできていませんという事でございます。

次に、また問いでございますけれども、基本的な点で2条では、受益者の関係で、家屋、事業所等という事で説明がありました。広報で出ている問題では、同一敷地内に二世帯の場合はどうなるのかという事ですが、それぞれ世帯で扱うという事になっている。隣に家を新築して2軒にまたがって家族で住んでいる一世帯、敷地内に2軒あるけれど、一世帯として扱うのかどうか、その答えでございますが、元々の基本は共聴組合で整理されていると思うが、広報にも書いていますように、それぞれ負担していただく事になると思います。また、問いでございますけれども、広報では二世帯というように提起しているが、一世帯で家族が分散して住んでいるというようなケースもある。だから要綱で詳細に明記しないと非常に問題が出て来る。対応問題も掲載して欲しいという事でございます。集会所はどうかという事でございますが、今、考えているのは、テレビを設置している所とない所があり、加入金は一般住宅と同じ様に扱っていただきたいと思っているという事があります。次に、問いでございます。町営住宅の関係で、公共下水にしても、町の施設の責任という事で、分担金、加入金はもらっていないというのが、今までの経過ですが、考え方として、この施設が町の責任として、町営住宅全戸に敷設するのであれば、分担金を各戸からもらうのは如何なものかという問いに對しまして、答えは、水道、下水、これは生活していく上で、建物の機能として絶対必要な物という考え方であり、どの家もテレビはありますが、無くても生活はできる。今回一般の方との家庭を比べても公平性から見て住宅に行っているから、全て加入金も無料だというのは、逆に町民全体としての公平性は失われる。公平性から見て同じ町民、世帯として生活している以上、1世帯として1万円の加入金はもらうべきだろうという考え方です。いう事でございます。また、問いでございますが、どうしても、それが無ければ生活ができないというものではありませんから、それは個々の考え方だと思うというような事もあります。分担金は整理しているけれども、原則は、そのまま町負担で見ると。町外へ出てしまった場合、その権利は無効ですかという問いに對しまして、無効です。分担金徴収条例ですが、工事期間中に特殊事情があり、想定していなかった事などが起きる場合があります、要綱は期間中早い時点で整理して出したいと思っています。要綱の案の中身としては、その趣旨、徴収の範囲、減免、受益者の変更の内容で、詳細に定める事は無理であり、工事期間中に実施の中で整理をさせていただくという事があります。また、問いですが、全く別で生活ができる建物と寝泊りだけする建物とか、いろいろなケースがあり、具体的に想像のつく範囲の中で、厳格に決めていないと、工事が始まる段階で困るのではという事で、民宿とか、あるいは賃貸のマンション、アパートはどうかという事でございます。それに対しまして、同一敷地内で1箇所へ引き込みで分配していける分につきましては、その1つの引き込みという扱いです。賃貸の場合は、申込するかしないかは、大家との協議になりますが、戸数は1戸1戸とみなし、加入金1万円をいただくと。次に、問いですが、広報の説明で同一敷地内2世帯の場合は2口加入というように、明確に書いているので、誤解を生ずると0NUが1個の場合であって、その後、引き込むのであれば、同一敷地内の場合は、1口加入というように丁寧な説明が要ります。休止の状態の想定はありますが、月額使用料の関係はどうかという事でございますが、姫路ケーブルとの話になりますが、建て替えなどにより、その期間は有り得るが、使わなくて休止は有り得ないと。また、問いに對しまして、問いですが、加入していたが廃止せずに空き家にして1、2年経過した後に帰ってきた場合どうなるかと

いう事で、サービスの関係でお金を支払うのが基本で支払わない場合は、停止か、撤去、それから新しく新規になり中止は有り得ないという事でありませう。また、問いですが、第3条の分担金の関係で、2万円という計算は、全整備費用から交付金、補助金、地方債の合計額を引いて、その金を受益者の数で除して得た額を限度というのが、形式化されています。事業費総額を今回のNECが13億7,550万円で事業を受けていますが、交付金が3分の1とすると4億5,850万円。残りを合併特例債95パーセント充当すると8億7,115万円ぐらい。その差額は4,585万円になり、加入世帯を全戸加入を目指すということだけれど、どのくらいの所帯で除して割って、限度額が2万円となるのかと言う問いに對しまして、交付税後で起債の償還がありますので、交付税参入につきましても、7割ありますが、3割分につきまして負担があるという事で計算しています。対象外の経費になる部分もありますので、1戸当たり計算上6万2,000円余りという事でありませう。これを2万円にしていくと、加入率が8割9割になると単価は上がってくるので、その範囲で町長が裁定するという考えであります。

また問いでございますけれども、つまり交付金引いて、合併特例債引いて、その内3割は負担にいるんだという事で、その差額を所帯数で割ると6万円。加入所帯はいくらで割ると6万円になるのかという事なんですけれども、全戸7,300世帯で考えていると、その差額は事業費から幾らで計算したかという事ですが、4億5,632万7,000円ですという事です。

それから第4条の関係で光ファイバー敷設設置組合について減額でなくて、免除という事ですが、金屋、本郷、福吉等の既設設置組合が各戸どのくらい負担したのかという問いに對しまして、5万円から7万円なぐらいな範囲と聞いておりますという事です。

また期限までに申請すれば、2万円が1万円というような事を聞いているが、これは条例に謳わなくても、全て要綱でできるという事かという事に対して、条例は、その期間は定められたら良いという事にして謳うてしまうと1日でも駄目で、工事期間中変更内容もあると思しますので、別途工事期間中の中での話しという整理の方が良いと思っています。また、既設設置組合は、免除という事を全て要綱で謳っていくのかという事なんですけれども、町長が定めるという話の中で整理をすれば良いと思うと。

また期限内に1万円減額というのは、ケースによっては、1万5,000円だったりするのかという事なんですけれども、基本的には2万円で、その工事期間中であれば1万円。金額は変わりませう。減免は、減額と免除と両方入りますけれども、免除するという事についての方針は変わりませう。それから分担金の関係で加入しない家庭についても、この事業費13億7,000万円の中に入っており、一応全て光ファイバーを引き、ONUを付けると加入になるのが、ONUを付けずに処理だけしておけば、新たに加入する時に、光ファイバーは来ているので合理的な扱いだと思つと。全てそうしても13億7,000万円余りでNECが工事するのであれば、加入非課税所帯も初めから光ファイバー敷設しておけば、合理的な意見だったと思つたと。ONUを付ければ、契約になりますから、軒先までではいかなものかという問いに對しまして、検討はしたが、加入するのがいつか分からないし、光の部分が劣化していくという事が考えられると。元へ戻る習性があるらしいと。戻って他の放送を邪魔するみたいな事になるので技術的に不可能と確認したという事でありませう。また問いでございますけれども、ウインクさん経由しない町独自の町民に対するサービスとか事業の際には、引き込み線がないとできないので、その際には、また検討されると言いましたけれども、後、技術的な問題で、解決できるのではないかと思つと。オール込みの請負で、金額決まっていますし、技術的なものが解消できれば、可能かなと思つと。線は劣化しないような状態も存在すると思つとという問いでございますけれども、それに対して、問題は、どのように、これを活用していくかの話なので、現在の段階においては、テレビ、インターネット、IP電話ぐらいなので、将来的には個別にも、いろんな形で使うと。そうなる

と行政的に今の防災無線のような形で考えていくと加入者だけでなく、全体に対象にしななければいけないと。強制的に入ってもらわなければいけないと。当面は、ウイंकに放送の運營業務の方は任せ、使用料をいただいて、維持もしていかなければいけない。この町が独自にスタジオを持つとかは、将来的な話になってしまうと。その段階で、もう一度、大きな費用がかかる話ではないので、改めて考えていかなければならない。ウイंकなりの、この加入や、その線の維持管理をしていただく事が、向こうの責任も明確にしていかなければいけない話なので、取り合えず、今現在考えている事を、整備して行く事が、先決であると思っていると。加入率がどのくらい有るのが問題ですがと、集会場は、公共的な施設であり、当然、光ファイバーを引いた以上、使用料はいただくべきですが、必要な所については、町が全体で行うので、公平性は失われないのではないかなという考えで加入分担金については、免除すべきだと思うと。

また、問いでございますけれど、第2集会所とか、地区センター、公民館、これは全部入れます。入れますと。地区によっては2箇所所有する所があるがという問いに対しまして、基本的に町が認めて補助金を出したりしている所の集会所については、勿論入れます。あくまで、公民館に必要な必要でないか、その地域で決めてもらわないとという問いに対しまして、申込を受けて使用料を払っていただく事が前提ですからと。また、空き家であっても、加入申込があれば、そして料金を払っていただけるのであれば、接続します。地元にも連絡を取りながらやっております。

別荘の課題が残っております。集落の中に入りこんでいる所については、集落の単位の中で連絡をとってもらっておりますと。ゴルフ場が開発した所の別荘は残っていますが、基本的には制限を加えておかないと、何処でも住んでいるから、1万円で引いてくれいでは、非常に大きな費用負担になるので、そういう所まで想定した今回の契約になっていません。その基準を作らないといけないという事に話が出ております。今後、申し込みされても、全然無い所に言われたら困りますので、整備していくという事であります。

また、問いでございますが、インターネット、テレビ、IP電話を主体に進めているが、将来的に、どの程度の事を計画されているのかと、それに対しまして、検討委員会を作って将来の活用については、考えて行きたいと。充分検討していかないと、お金かけて技術的にできたとしても、それが本当に町民の皆さんに有効に使えるかどうかの方が問題なので、高齢者の皆さんに逆に負担になるような事では困ります。これから考えて行きたいという事であります。また、将来に向けて目先の事だけであれば、先行投資にもなりません。道路を作るのと同じで、道路があれば周辺の土地利用とか生活の面でも幅が広がるという事です。1つの情報基盤を作っておくという事ですから、新たな使い方も出て来るでしょうが、基盤を作っていないと遅れていくというような事なのでという事でございます。

また、先行投資して計画が見えていないのに、テレビだけであれば、もっと早く、安くできるという宣伝を電気屋さんはしており、大撫にテレビ中継所を時代に合う物にする事を皆さんは知っている。テレビだけなら入らなくてもいいという人がいる。佐用町を一括して将来に向けて、今は、できないけれど、目標を持って宣伝していかないと難しい面が出て来るのかなと思うと。それに対しまして、情報というのは、本来、佐用町だけという中で、インターネット等の情報が一番生活の中で定着した必要な情報になってきているので、いらぬという世代は、段々少なくなって来ている。開きがあるが、それが無いと企業も来ないし、仕事の面でも高速通信ができないと新しい会社が進出もない。道路とか流通面で一番重要視されて来たが、これからは高速通信網の整備ができないと企業立地も難しいという事です。いう話であります。

また、大山、日南町へ視察に行きましたが、工事計画の中で、既に双方向きの物を、全て取り進めているが、佐用町も、もっと企画が出てくればという問いに対しまして、一番

大事な事は、都市との情報格差という事で、光ファイバーも設置していなければ、過疎地で何の情報も無いし、遅れてしまう。この推進をしている中で、ゴルフ場の近くに別荘を持っている人が、光ファイバーが入らないので、この地域から変わって、他へ住もうかなと思っていたが、今度、会社自体を持って来て、こちらでできる話も聞いている。企業的にIP関連が入ってくる事も考えられるのが、一番大きな事かなと。他の面では、個人が高速通信を利用できる事と、テレビの難視聴地域ですので、改修しなければ、5、6万円かかるので、1万円の加入金を払えば軒先まで入ってくるし、共聴にしても、年間の維持費が2,000、3,000円いるので、その辺から考えても、南光・三日月地域では理解してもらっていると。今後の情報として双方向をどう考えるかという事ですが、全国の中で優良事例がいくらか有ると思うが、これが良いというのが少ないと思います。今後の問題として検討して行きたいと考えます。

また、問いなんですけど、個人のいろいろな情報を得る為に、町全体より個人のメリットが大きい。医療関係とも連携したり目玉として、ここで表明した方が加入もし易いと思うという問いに対しまして、可能性として光ファイバーを設置する事によって、将来的に1つの夢として、このような事も可能になり、生活もこのように変わってくるという様な新しい施設をつくる1つの夢を説明して、事業に対して理解をしていただくように、今後していきたいと思えます。

もう1点ですが、確認ですが、町営住宅の分担金1万円入居者からいただき、町内に家建てる場合、権利として持っていけるとい事なんですけど、町外に出る時に1万円は敷金みたいな扱いをすべきじゃないかと。途中から入居する人も、その都度加入金を取らなければ、理屈としてはおかしい。途中から入居する人は、もらわないとすると、その人だけが1万円負担というような事になるから当然、その1万円は、出る時には、敷金扱いで返還というような処置が必要じゃないかという問いに対しまして、これは、敷金とは違うと。情報の使用料に対する権利という考え方です。町外に出る時に返すという事は考えていない。最初に使う為に取得する権利だったというわけですから、それによって、テレビを見たり、インターネットしたり、情報通信として使ったわけですから、今後、新たに入居する人が、町内の住宅から自分の権利のある人の場合、そのままいらないという事になります。それから、町外へ出て行かれた場合、加入金は、そのまま継承させていただきますが、引き込み工事は実費をいただくという事になりますので、ご了解をお願いしたいと。関連事項として、質問が非常に多くありましたけれど、分担金徴収条例であり、その内容について採決を行い、全員賛成で可決となりましたので、報告いたします。

なお、この件につきまして、詳細な内容が必要であれば、議事録等を見ていただければ幸いです。以上、終わります。

議長（西岡 正君） 以上で総務常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 2番、新田です。ちょっと聞き漏らしたわけなのかも分かりませんが、非常に親切に報告していただきまして、ありがとうございました。

先ほども言いましたけども、ちょっと聞きのがしたかも分かりませんが、今1月ぐらいからの新築工事をしようという方があった場合、まだ家はあるんですけどね、

それが今度新築をするといった場合に、1月に、その家を解体したいと、いうふうなんやけど、そこへ引き込みができないという事は、加入の方向は、その時申し込んでおれば、後から、その工事がしていただけるものかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思うんですけれど。

議長（西岡 正君） はい、委員長、敏森正勝君。

総務常任委員長（敏森正勝君） その場合につきましては、加入は、加入はというよりも、引き込みはさしていただけたらと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

2番（新田俊一君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 私も、ちょっと聞き漏らしたんかも分かりませんが、共聴の場合ね、金屋、本郷、福吉、その場合のこの扱いというんか、そういうふうなのは、最終的に結論として出たんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、敏森正勝君。

総務常任委員長（敏森正勝君） ちょっと、もう一遍お願いします。

4番（岡本義次君） あの、共聴の場合、共聴で、既に各地区で入れておる場合、そのしている場合はどうするんかという。

議長（西岡 正君） あの、ちょっと、ちょっと整理して、はい、もう一遍、はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 共聴で、既に各地区でね、3地区程やられておるという事を言っていましたね。その場合の扱いです。

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

総務常任委員長（敏森正勝君） その話につきましては、先ほども話させていただいておるといふふうに思っておりますが、その第4条の関係で、光ファイバー敷設設置組合について、いろいろ話をさしていただいておりますし、設置組合、そのものにつきましては、既に引かれておるといふ事の中で、免除という事も考えられているといふふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その地区は免除いう事ですか。

総務常任委員会（敏森正勝君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

無いようですから、質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。

議案第190号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定について、討論ありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。

続いて、本案について、採決に入ります。

議案第190号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおりとおり可決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案については、原案のとおり可決されました。

---

日程第2．議案第187号及び議案第192号について(委員長報告)

日程第3．議案第187号 兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議について

日程第4．議案第192号 佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第2、日程第3ないし日程第4を一括して上程いたします。

議案第187号、兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議について。

議案第192号、佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例については、所管の厚生常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、松尾文雄君。

〔厚生常任委員長 松尾文雄君 登壇〕

厚生常任委員長（松尾文雄君） それでは厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る12月の12日厚生常任委員会を午前9時30分より開催いたしました。

当、常任委員会に付託されました案件は、議案が2件であります。

出席委員は7名全員、議長、それで当局側には、町長、助役、担当課長にそれぞれ出席

を求めまして、審査を行いまいした。以下、案件ごとに審査の経過及び結果の報告を行いたいと思います。

まず、議案第 187 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議についてであります。

当局側に補足説明を求め、続いて質疑に入りました。各委員から次のような質疑がありました。

第 8 条で広域連合の議会の組織についてですが、各市町の議会において、議員を広域連合に 1 人選挙するという事になっておりますが、選出議員は、佐用町にいうところの町長か助役か議会議員の中から選出するののかの質疑に対しまして、当局側からは、県の方でも非常に論議されたようですが、全国的には、各市町村長、兵庫県でも準備会でいろいろ意見がありましたが、担当課として、今感じているのは、ほとんどの所が、市町長さん方が出られるようです。また、神戸市の場合は、担当助役さんと言いますか、助役が担当として出られるかと思えますとの答弁がありました。

続いて、佐用町の場合、75 歳以上の後期高齢者に当たる人が、約 3,800 人という事ですが、高齢者の方が支払わなくてはならない保険料はとの質疑に対しまして、保険料は、一律 1 割をかけるというわけではなく、いわゆる低所得者に対して 7 割軽減等の軽減措置をしながら保険料を納めていただきますとの事です。

また、保険料は、年金から天引きする人、また口座から振り込む人等がありますが、滞納者に対して、国保と同じように資格証明を出すのかとの質疑に対しまして、滞納問題が恐らく出て来ると思いますが、現行の国保と同じ様に資格証明を発行する予定と聞いておりますとの答弁がありました。また、この制度の導入に当たって、町の負担に対しまして、広域連合の予算は、平成 19 年度の準備費として総額 12 億 300 万円で、佐用町の負担が約 880 万程度になると思われますとの答弁がありました。

その他、沢山の質疑もありましたが、その後、討論に入りました。反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果は、採択する事に賛成が 3、反対が 3、同数になり、委員長採決により、委員長が賛成という事でありましたので、よって議案第 187 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議については、当委員会では原案のとおり採択する事となりました。

続きまして、議案第 192 号、佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例についてであります。当局側に補足説明を求め質疑に入りました。

20 名以内であれば、事件に応じて、人数を弾力的に変えるというのか。また、20 名が基本になると思うが、どの程度まで少ない人数を考えられているのかの質疑に対しまして、今の現状では、自治会の役員構成等を考えてみますと、18 名程度になるかと思えます。また、極端に減らすといった考えはしておりませんとの答弁がありました。

続いて、条例で 20 名以内という事になっているが、今後、公募という考えは、考えられておられるのかとの質疑に対しましては、意見を聞くような問題ではなく、計画案が出たものに対して、公害を出さない安全が確保できるかという事を、専門的な話と地域の皆さん方の意見の反映できるという様な審査会ですから公募は考えておりませんとの答弁がありました。また、任期が 2 年という事ではありますが、審議期間が長期になるものか、2 回から 3 回ぐらいで終わるのでは。任期の 2 年も必要かとの質疑に対しましては、行政として回答する、回答を返すという期限もありますので、その期間の間、来た物に対して、適当か、問題がないかどうかを審議するわけですから、その都度委嘱してもいいかなと思えますが、直ぐに対応できるような事で、審査会を常設する形になっています。また、条例上 2 年という任期にさせていただいてますとの答弁がありました。

その他、沢山の質疑もありましたが、その後、質疑を打ち切りまして、討論に入りました。

た。討論は無く、採決の結果、採択する事に賛成者が6名全員であり、よって議案第192号、佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例については、当委員会では原案のとおり採択する事になりました。

なお、詳しくは委員会録等をご覧いただければと思っております。

以上で、厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

各議案ごとに委員長報告についての質疑及び討論、採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第187号、兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議についての委員長報告の質疑に入ります。質疑のある方発言願います。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。議案第187号、兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定について、討論に移ります。

〔吉井君「討論」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ああそうですね、討論ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 20番、吉井です。議案第187号に反対の討論をいたします。

6月14日国会で医療制度改革法が成立し、その一環として平成20年度から75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの寝たきり高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離して、後期高齢者だけを被保険者とする新たな保健医療制度が導入されます。後期高齢者医療制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費が増えれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながるという仕組みになっている事です。その事が、受診抑制につながり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらす事が懸念されます。また、保険料は介護保険と同様の年金から天引きで徴収されます。従来、後期高齢者は障害者や被爆者などと同様、短期証、資格証を発行してはならないとされて来ましたが、この制度では、保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期証、資格証が発行されます。高齢者の生活と健康を脅かす制度になっており、後期高齢者が安心して医療を受けられる制度とは言えないものです。この保険の運営主体は、都道府県単位で、広域連合が設立され、全市区町村が加入し、保険料の設定などが行われます。今回、提案の広域連合の規約は、加入自治体から、それぞれ1人の議員を選出する事となっていますが、高齢者、住民が運営に参加できる仕組みが遠のく問題点があります。全県で41人の議員定数は不十分であり、議員定数を増やす事が必要です。また、利用者が参加できる運営協議会を設置する事を求めて反対します。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

無いようですから、討論を終結いたします。

続いて、本案について採決に入ります。

議案第 187 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって原案のとおり可決する事に決定されました。

続いて議案第 192 号、佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例について、委員長報告の質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。

議案第 192 号、佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例について、採決を行います。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 . 議案第 209 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 5、議案第 209 号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定については、所管の外出支援調査特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより外出支援調査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

外出支援調査特別委員長、川田真悟君。

〔外出支援調査特別委員長 川田真悟君 登壇〕

外出支援調査特別委員長（川田真悟君） 失礼します。当特別委員会に付託されました案件につきまして、委員会報告をさせていただきます。

当特別委員会に付託されました案件は、議案第 209 号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定についてであります。

委員会開催日は、平成 18 年 12 月 13 日、時間は午前 9 時 30 分から 11 時 30 分。場所につきましては、本議場でございます。

出席者は委員 21 名、欠席、松尾委員。大下委員が遅刻でございます。

当局側として、町長、助役、総務課長、福祉課長、事務局より出席を願っております。まず、209号につきまして、当局に補足説明を求めましたが、特にありませんでした。

その後、暫時休憩いたしまして、再開後、平岡議員より他4名、賛成者の修正案の動議の提出がありまして、受理させていただきました。

平岡議員より修正案の提出につきまして説明を求めました。通院など送迎サービス事業の利用者負担が、300円となっている。現行のひまわりサービス利用料125円の約2.5倍と大きな負担増となり、高齢者の福祉の充実を図る立場から、費用徴収額を3,000円。1冊10枚綴りを徴収額3,000円、1冊24枚綴りとする修正案の説明でございます。

その前にお断りいたしておきます。ご承知のとおり、当特別委員会につきましては、全員の議員さんが委員となっておりますので、詳しい質疑等につきましては、省略させていただきます。2,3紹介させていただく事に止めさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

質疑に入りまして、利用者等財政負担はどれぐらいに想定されているのか。答弁といたしまして、300円で2万人が利用すれば、600万円。125円で利用すれば250万円。350万円の減額、公費負担が2,000万円として、1,400万のところ、1,750万の町負担が増えるという事でございます。また、高齢者福祉も大事だけれども、最終的には若者にかぶさって来る負担だと思うがという質疑に対しましては、高齢者も介護保険なり医療保険も増えてくる、利用者負担を極力現行どおり維持していく立場でお諮りをお願いしたいと。受益者負担として500円でもかまわないと理解している住民もおられる。財政状況を把握している議員が125円にする理由はという質疑に対しまして、300円に対して、125円は安いと言うが、今走っているのは125円ですから、安くする必要は、安くする意味はないと思っていると。また、3,000円で24枚もいらぬという人もおるが、3,000円払わなければならないのか。10枚綴りで1,250円という形での提案はしなかったのかという質疑に対して、125円出せばいいと思ったけども、今走っているサービスが、そういうふうになっているので、そのまま提案させていただいた。また、最初の125円の根拠はという問いにつきましては、当局から答弁があり、県、国が、高齢者外出支援の必要経費の3分の2を補助。利用者負担が全体の1割負担であった。16年度までは、24枚綴りを2,000円で販売。単価が1枚83円。制度枠の利用目的に限られ、値上げし、24枚3,000円とした。車の購入費、ガソリン代、賃金等3分の2以上の助成を受けて、その対応で料金の返還をしたという事でありませう。

以上、いろいろ質疑がありましたけれども、質疑を終了し、討論をさせていただきます。石堂議員より反対討論また吉井議員より賛成討論があり、採決の結果、賛成5名、賛成少数の為、修正案は不採択とさせていただきます。

引き続き、原案に戻りまして、質疑を行いました。質疑の内容も簡単に説明させていただきます。高齢者等の支援、外出支援事業が、生活支援に変わったという質疑に対しまして、高齢者等の通院サービス、タクシー助成という2つのメニューしかない中で、その中で明記させていただいた。第7条、町長が認める時とは、質疑に対して5台の範囲の中で、全町をカバーする事で町内外へ出る事は不可能。特例項目として入れさせていただいている、町外は想定していない。また、タクシー運賃助成の民間事業者はタクシー業者の通院の方は、民間業者が無いのは、タクシー業者を考えていないかという質疑に対しまして、タクシーの助成事業は、タクシー事業の、タクシー業者の事業所で、通院の方は、許認可の件でも、社会福祉法人等しか委託範囲がない。法的な制度自身も変わっている。このような表現になっている。また、介護者で65歳以下でも利用できるのか。第3条6項目目の社会福祉施設に入所していない者は、タクシーには認められないのか。という質疑に対しましては、純然たる介護者が必要な方は、介護者として同乗は想定している。一般

住民サービスという事で、何か規定をしないと、施設から大量の申し込みがあった場合、という事で、今回を規定をさせていただいた。等々、いろいろ質疑がございまして、質疑終了後、討論を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成という事で、第209号に対しましては、原案通り可決とさせていただきます。

非常に簡単な報告でございますけれども、後、議事録等をご覧になっていただければ分かると思いますので、以上この場での委員長報告とさせていただきます。以上でございます。

議長（西岡 正君） 以上で、外出支援調査特別委員長の審査の報告は終わりました。これより委員長報告に対して質疑に入りますが、本委員会については、全員が委員でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。質疑のある方、発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、質疑を終結いたします。  
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 本案に対しまして、賛成討論を行います。

全町域に送迎サービス事業と福祉タクシー制度が実施される事は、町民の強い要求であり、歓迎されております。高齢者や障害者が安心して利用できる外出支援制度の充実、行政の重要な施策です。しかし、送迎サービスの利用料1回300円は、旧南光町のひまわりサービス事業の乗車料金1回125円の2.4倍と大幅な負担増となります。これまで気軽に利用できていたが、急激な大幅負担増は辛いという関係者の切実な声があります。また、旧佐用町で行われてきた福祉タクシー制度の利用者負担は、最高1,000円までから町補助2,000円が上限という、この町の提案は、合併によるサービスの後退と言えます。町は、外出支援事業の利用者抑制につながる利用者負担の軽減を図る事が必要です。厳正な入札などで財源確保に努め福祉の充実を図る事が、町に求められている事を指摘して、賛成討論とします。

議長（西岡 正君） 他に。無いようですから、討論を終結いたします。  
続いて、本案について、採決に入ります。

議案第209号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定については、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおりとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 . 議案第 195 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について

議長 ( 西岡 正君 ) 日程第 6、議案第 195 号、平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出についてを議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔岡本義君 挙手〕

議長 ( 西岡 正君 ) はい、岡本義次君。

4 番 ( 岡本義次君 ) 4 番、岡本です。8 ページ、9 ページ、15 の法人のですね、個人、法人、それから下の固定資産税、軽自動車税、これらの所の滞納分ですね、この分につきまして、去年のですね、合併した時、そして今年の 9 月の議会の時、そして、今の現在という事で、この状況説明をお願いいたします。

議長 ( 西岡 正君 ) はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長 ( 西岡 正君 ) はい、税務課長。

税務課長 ( 大橋正毅君 ) 税務課の方から、滞納分について説明させていただきます。

法人については、70 万の補正をしております。それから固定資産税には 1 億。それから軽自動車税については、50 万の補正をしております。これは、11 月末現在という事で、押さえております。

町民税の滞納分につきましては、当初 350 万滞納繰越分で置いておりました。で、今回、150 万を追加させていただくものであります。金額的ににつきましては、去年、17 年度の決算で、29.3 パーセントでございました。それで、11 月現在で 36 パーセントという事で、一応、その時点で、12 月に補正させていただくものでございます。それから、法人につきましては、これ 70 万という事で、当初 310 万の当初予算を滞納繰越分として置いておりました。19 年度の決算が、19.2 パーセント、11 月末現在で 59 パーセントという事で、徴収しております。その辺で、70 万補正させていただいております。

それから、固定資産税でございますが、当初の滞納繰越分として 1,920 万、当初予算で置いておりました。今回その 1 億という事で、追加しております。で、去年の徴収率が、28.4 パーセントでございました。三日月のゴルフ場の解決という様な事がありまして、この 1 億を入れまして、今現在で 27 パーセントぐらいでございます。それでまあ、年度末には、これは恐らく昨年を少し上回るのではないかとという見込みで徴収に努めております。

それから軽自動車税でございますが、これは 50 万補正させていただいております。で、当初予算で 50 万滞納繰越分で置いておりました。で、徴収状況でございますが、去年が滞納繰越分 26.6 パーセントでございました。11 月末現在で 41 パーセントという事でございます。まあ、状況としては、そういうような状況で補正させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっと、ページ 15 ページに延滞金と載ってございますけれど、ほなら、これらの分についても、このページ 15 ページの 45 万と延滞金いただいておりますという事が 1 件と、それから特殊勤務手当で条例のですね、第 3 章の第 3 条で滞納整理について 1 件につき 2,000 円、手当てが出ておりますけれど、これらについては、それに従事しただけで 2,000 円、こういうふうに、どういうんか、やるという事でいいんか、それとも、処分してハッキリ整理が付いたら 2,000 円やるという、そこら辺は、どんなんですか。関連として伺いますけれど。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 延滞金につきましては、12 月末の実績で補正しております。それから、何ページの。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 特殊勤務手当の関係でございますけれど、これにつきましては、現在今まで出した事が無いという事でございますけれども、まあ、考え方といたしましては、換価までという考え方、換価ですね。換価までというような状況で支払いをするという事ですけれど、現実には支払いをしておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 条例の中でね、そうやって設けておって、滞納整理が進んでね、それに従事した人が、それが処分ができたりすれば、当然、やっていくべきじゃないかと思えます。そこら辺やった事が無いという事は、どういう事ですか。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） まあまあ、総務課長が申しましたように、滞納の整理と滞納の処分と違うという事ですね。今回の補正で挙がっている様なご指摘の件につきましては、処分じゃなしに、これは会社更生法に基づいて、返納していただくという事でございます。処分というのは、今換価と言いましたけれども、土地等の差し押さえをしておってもね、それを現金化すれば処分と言いませんので、その辺の違いがございますので、そういう総務課長の説明でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、最後でお願いします。

4 番（岡本義次君） その処分って、今そういう説明ありましたけれど、確かね、税務なり、色々滞納ありましてですね、住宅にしるですよ、そうやって汗かいた職員には、こうやって、やっぱり 2,000 円、頑張った者にはやってもいいんじゃないかと。そこら辺の経過やったら、あかんのんですか。それは、ちょっと、私も。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） まあまあ、それぞれ、いろんなまあ、それぞれの各業務がございます。これは、昔はですね、随分昔には、税務手当てというものがございまして、そういうものもありましたけれども、今は、そういうものがございませんので、通常の業務の範囲内と考えていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、関連でお伺いします。8 ページの固定資産税の関係ですけども、1 億円、滞納繰越の補正でありますけども、17 年度決算の関係からの説明をお願いしたいんです。17 年度決算では、大口滞納 3 社で 3 億 6,000 万円という報告になってます。これが、どう、1 億円がね、どのような形で、この 3 社の中へ入ったのか、その内訳の説明をお願いしたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） はい、状況につきましては、17 年度決算につきましては、広報、12 月広報に詳しく説明を書かせていただいております。で、4 億、町税総額の未収額ですか、その中で、その大口言うんですか、大口が占める割合が、非常に高いという事で、4 億 6,500 万という事で、この内に約 1 億円余りという事で、今後は減っていくと思います。ただ、言える事は、これ滞納繰越分ですから、年々、その年度が変われば、前の滞納が、また増えていくという事になっていきます。

で、17 年度の滞納繰越分は、18 年度は、初めてというか、減りました。今回も、これが減少するように努めております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 聞きたいのはね、大口滞納3社というのは、もうハッキリ出しているんですよ。3億6,000万というような決算でね。で、この1億円が3社の内の1社が、もう1億円払って滞納が無くなったのかというような事とか、その、この1億円の中身です。じゃあ、1億円というのは、大口滞納3社の分じゃないんだとか、その当たりの説明が聞きたいんですよ。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。はい。

助役（高見俊男君） この鍋島議員のご質問ですけれども、補正の時にも申しましたけれども、個人名とも、守秘義務がございますので、その分の、あれですけれども、1社の方がですね、おおよそ、9,000万程。これは未だ入ってくるのは、年明けだと、これは申しました。それからもう1社については、分割で納付していただいております。それが、残りともう1つはですね、大きな上月の分ですけれども、その、

〔鍋島君「言わなくてええんやけど」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 上月の分、ゴルフ場じゃないんですよ。ゴルフ場やない所での、整理が付いたという所がございまして、それも約1,000万近くございます。そういう状況でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それ確認したいのはね、その1社の9,000万の分で、これが結局、滞納分が無くなったかどうか聞きたいんですよ。その1社。

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） はい、滞納分が無くなる計算でございます。

21 番（鍋島裕文君） 無くなるんやね。はいはい、はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、5ページなんですけれども、地方債の補正1,100万円で50ページの文化財保護費で、工事費、工事請負金ですが、この所で1,100万円。平福の水路

の関係と申すけれども、長年問題になっていた箇所なんです、その児玉さんの旧お宅を寄附受けたり、そういった事情もあつたりするんでしょうけれども、この計画について説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、財務課長。

財政課長（小河正文君） 今回、計上させていただいております、先ほど議員言われましたとおり、児玉さんから寄附を宅地等受けております。そういう関係、あそこはまあ、駐在所の用地としてですね、活用させていただきたいと。その横にですね、約 30 メーター程度の水路ございます。その中で平福の町並み保存の関係でございますんで、あれブロック張りという訳にも参りません。そういう中で今回石積みされておる所ですね、それを最終区と言いますか、させていただこうという形で、今回文化財保護費の方で支出の方をさせていただいて、そして入は置きたいと、過疎債の関係で現在、県の方に要望をしている状況でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） じゃあ、この借金ですけども、これは交付税で見られるとか、そういった事のあるものなんですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、一応この歳入の方ですね、先ほど言いましたように、教育債の中で、過疎対策事業債という形で現在させていただいております。

これ、充当率 100 パー見込みましてですね、そして交付税参入につきましては、70 パーセントの交付税参入という形で予算計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井議員よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 16 ページの町債の中で、総務費、先ほども条例で出てましたけれども、情報通信基盤整備事業債これが減額で事業そのものが減ったから、起債も減ってると思うんですけども、前委員会の中でも提出されました資料の中で、総括表の中でですけども、富士通が 13 億 1,000 万約。それから NTT が 25 億 1,000 万。それから NEC、落札しました NEC が 21 億 4,000 万で、後で値引きで、その NEC が 8 億 3,000 万値引きして、こういうふうなんだったんですけども、この値引きについては、どういうふう

なん、事業費が少なくなったというのは、いいんですけども、初めの入札の段階では13億、25億、21億だったんですけども、値引きによって、こういうふうになりましたから、この値引きは、どういうふうに見ておられますかね。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） はい、そしたらお答えさせていただきます。この方式につきましては、プロポーザル方式によりまして、初めに全体の分を寄せまして、それ以降、最後残りました富士通とNECの中で金額表示した中で、そこで整理をさせていただいたという事でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 整理するという事ですけども、その整理した値引きしたところという事ですから、初めにこの金額が出ているのと、その差額ですね、初めにこういうふうな提案でプロポーザルでNECが提案された言うんですけども、初めの提案から値引きされたという事、その値引きの額は、大幅ですからね。それはどういうふうなんか、どういうふうに、調整、その調整の中身は、どういうふうにされたんでしょうか、

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） この分につきましては、プロポーザル2社残りました中で、町長の方が、代表という形で、業者を呼んだ中で、その内容と金額との、いう事で、そこで、最終の金額の決定をさせていただいたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。よろしい。

6番（金谷英志君） はい、いいです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、13ページ、45番の災害復旧費の5,472万、これにつきましては、少のうなっておりますけれど、これは、来年3月までにこの県の所謂農水産の災害の分は、これでできるという事やね。金が余ったという事。それと、19ページ、35番の企画費、町総合計画の策定料という事で、これも231万6,000円でございますけれど、なんか今、町の総合計画いうのは、今第3回まで開かれて、未だ最終的に出来上がったんかどうか、そこら辺はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず、災害復旧費の災害復旧なんですけども、これにつきましては、9月補正の段階では、概算です、予算措置させていただいておりました。それで、10月の2日、3日だったと思いますが、災害査定を受けまして、その時点で災害のですね、事業費が決定しております。現在は、増高申請中でございますので、補助率がですね、未だ決定ではありませんけども、9割、予算上は9割で補助金は入れておりますけども、増高申請では9割を超えるものというふうに、ちょっと思っております。今回査定額に合わせさせていただきまして、減額させていただいておりますので、これで事業を現在執行しております。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。続いて、はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 総合計画につきましては、結論から申し上げますと、未だ今中間地点で出来上がっておりません。これから3月に向けまして作成をし、議決をいただくという手順でございます。この事業につきましては、17年度の中で債務負担を設定しまして、17年度では執行が無く、18年度の中で契約及び支出をしていくという事で、18年度当初の中で、計上をさせていただいております。それが1,205万5,000円ですけれども、今回財源調整という事で、不用額として、今回落とさせていただきたいという内容でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 18ページ、負担金補助及び交付金、成人病検診負担金が当初予算では、632万3,000円だったんですけど、これ400万減とですね、その上の委託料で職員健康診断委託料632万3,000円が当初予算で、338万7,000円減額、これは、何故この様に半額ほど減った訳ですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） まず、職員の健康診断の委託料でございますけれども、これにつきましては、全員の健康診断の委託料を予算化をしておりましたけれども、人間ドックとか、そういう様な受診もされるという事の中で、受診者が減ったという事で減額をさせていただいております。それから成人病の関係なんですけれども、これにつきましても、臨時職員の関係、この負担金という事で置いておりました。またですね、この部分につきましても、社協の職員等につきましてもですね、同じ様な町職員との中で検診をという様な話も

あったんですけども、実際には、まちぐるみ健診で検診をしたというような状況の中で減額をさせていただいたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） じゃあ、それ、よろしいですけど、この一般管理費のところで、ちょっとお聞きしたいんですけど、前もお聞きしたんですけど、飲酒運転のですね、職員の懲罰規定を検討しているという事をあったんですけど、この件どうですか。もう決められたんですか。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） ご指摘の件につきましては、12月1日付けで、職員の処分規定に見直しをかけて、通知をいたしております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） ちょっと、分かっておればその具体的に。新聞報道等でですね、飲酒した場合は、即退職とかですね、いろんな規定があるんですけど、具体的にちょっと教えていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） 今、町長が申しましたけど、必要な書類をね、出させていただきますけども、昨今の新聞紙上で皆さん方もお目をお通しだろうと思っておりますけれども、原則、今回飲酒に関するそういった事での事故とかね、厳罰化の方向で臨んでおります。資料は、提出させていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、最後になります。

8番（井上洋文君） 資料提出よりですね、これ各市町村やっぱり新聞報道等したりしてやってますからね、これ町民がやはりこの飲酒についてですね、相当やはり飲酒運転等についてはですね、痛手を受けてるような状況なんでね、職員自らがですね、そういう事を公表して、このようにやってるんだという事をね、すべきだと思うんですけど、その点、どうですか。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） はい、ご指摘のとおりでございます。そういった事も当然考えておったわけですが、新聞記事の方にね、していただくように記者さんの方のいろんな都合もございまして、近辺が出ているようであれば、中々取り上げてくれないとか、そういった事情がございまして、決して公表しないという事じゃなしに、公表したいんですけれども、そういう事情で今回は見送っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 先ほどの関連ですけど、16 ページの町債の関係で情報通信基盤整備事業債でこれが 2,300 万円減額という事が出てるんですけれども、この減額内容ですね、事業費の減による起債の減なのか、その内容説明お願いしたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 今回この補正さしていただいておりますのは、加入分担金によります部分での調整の減額という事で計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それで、19 ページなんですけど、もうちょっと総事業費の関係から、ちょっと聞きたいんですけども、総務費の 52 目の情報通信基盤整備事業費で、個々の 9 月の補正の時に、工事費として、7 億 8,500 万円計上されています。それで今回入札もあり、06 年度の事業が、5 億 5,581 万 6,000 円という事で、事業確定しております。そういう事からしたら、この 2 号補正の 7 億 8,500 万円の 06 年度分として、工事費の減額補正がなされるべきじゃないかというふうに思うんですけども、それとも全体が 13 億 7,550 万ですから、それを見越して減額の必要がないのかなという 2 つの考え方あると思いますけども、事業が確定した段階では、06 年度は、事業費の減額補正があっただけじゃないかというふうに思うんですけども、如何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ご指摘のとおり入札等を行いまして、減額は出ておるわけなんですけども、財源等の内容等も決まっておりませんので、今回のところは、調整をいたしておりません。先程ありましたように、分担金等を挙げましたので、その分だけの調整に止めておるところです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 13 ページですが、県の県支出金で、精神障害者のホームヘルプ事業補助金なんですけど、これが当初が 37 万 3,000 円から減額 30 万円になってます。関連すると思うんですけど、25 ページの障害者福祉で、この同じ精神障害者のホームヘルプ事業補助金当初 49 万 8,000 円が、40 万の減額になっているんですけど、その説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 精神障害者のホームヘルプの利用の対象人員というのは、非常に限られております。この中で利用者が医療機関に入院されたという状況が生まれてまいりましたので、今年度実績に合わせて減額をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先程、岡本議員から出ましたけれども、町総合計画委託料 19 ページですけれども、その減額内容、町の方としては、職員もその組織を作って、その総合計画を立てる上で、やっておられますけれども、この 231 万 6,000 円の減額の内容は、どんなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） この総合計画につきましては、これもプロポーザル方式によりまして、業者選定をいたしておりまして、その中で当初予算に対しまして 1,200 万に対しまして、神戸新聞事業者が、973 万 8,225 円で落札したという事での差額分の減額でござ

ざいます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） 結構です。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 15 ページ、民生費、受託事業収入 416 万 2,000 円。これは、他市町村より保育園へ来ているわけなんですけど、これ何人かという事とどういう理由で来られているかという事ととですな、反対に本町から他町へ出ている、この保育園の園児何人ぐらいいらっしゃるか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 15 ページのですね、受託事業の収入であります。この件につきましては、保育園へ、先程井上議員がおっしゃったように、他市町村から町内の保育園へ預かっております、その園児の経費でございます。当初予算で 4 人分、いわゆる年長児 4 人分で予算化しておりましたが、現実には、今現在 7 名の園児を町外から預かっております。その内訳としましては、上郡町から 2 名、たつの市から 3 名、美作市から 1 名、宍粟市から 1 名という状況で預かっております。単価につきましては、未満児等が発生しますと、未満児が、当然金額が高くなっておりますので、こういう金額の中で、この年度内預かる予定で出しております。それから、私どもの町内から今度逆に他市町へ預けさせていただいている、その児童に係るものなんですけど、それにつきましては、29 ページをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、29 ページの一番上段に児童福祉費の中で 13 節の委託料で、今回も 373 万 7,000 円を計上させていただいております。この分が私どもの町内の園児が他市町へ預かっていただく経費であります。これもたまたま現在のトータル人数につきましては、7 名であります。その内訳につきましては、美作市へ 1 名、それからたつの市へ 5 名、上郡町へ 1 名という形になっております。ちなみにこの児童数も当初予算では 4 名を想定しておりましたが、年度途中で多くなったという形であります。それぞれ受託、委託の原因につきましては、やはり一番大きいのは、保護者、特にお母さんの勤務先の関係等でこちらの方へ勤務されるから、一緒に連れてきて預かって欲しいというふうな場合が一番多ございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8 番（井上洋文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 28 ページをお願いします。児童福祉費の扶助費乳幼児医療費の関係です。当初 2,760 万円で 95 万円の補正という事でありましてけれども、乳幼児医療制度からして、例の一時立替で、就学前の乳幼児に対して、償還払いという制度でやっておりますけれども、この年度、実態としてね、その償還払いの徹底、そういった償還払いが徹底されてないとか、そんな事態がないのかどうか、そのあたりを、まず伺います。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長、答弁願います。

福祉課長（内山導男君） 乳幼児医療の対象者全員がですね、全て医療費に掛かれたのが、償還払いで手続きされているかどうかという、その最終的なチェックは、今 100 パーセントのチェックはできておりません。ただ、広報とか窓口で PR 版のパンフレット等を置きましたですね、まして、その小さなお子さんをお持ちのお母さん方の横のつながり等で、ほとんどの方が申請はされておりますし、それから病院の窓口等でも町内の限られた医療機関等でご紹介いただいていると思いますので、ほぼ 100 パーセントに近くは、償還払いができていているというふうに、理解しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その関連でね、ほとんどできているという事でありましてけれども、他市町でね、例えば最近小野市なんかは、拡充とそれから償還払いでも、窓口支払い無しという、そういった制度をやってきているわけですがけれども、そういった同じ県内でそういう市町があればね、研究すれば佐用町でも窓口の一時立替無しでね、医師会との協議が必要ですがけれども、そういった協議をすればできるんじゃないかというふうに思うわけですね。ですから、そういった優れた制度でやっている所を研究して、是非窓口支払い無しでね、この制度ができるように、やっていただきたいというふうに思うんですけども、そういった研究はされていませんか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ご指摘のように先月ですが、小野市さんのニュースが新聞報道されました。担当者として、その小野市の方から資料を取り寄せたりして、どういう状況かという検討はさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、最後にしてください。

21 番（鍋島裕文君） 小野市ができるのであれば、できるんじゃないかと思っておりますけれども、

その点を是非、徹底してください。それから、最後に本日の神戸新聞であります。一面が、兵庫県が来年度から就学前じゃなくって、小学校3年までのね、医療制度の乳幼児医療制度の拡充という方針を出しています。本町は、その上乘せとして就学前まで一応無料制度という事で、一時立替ありますけれども、やっております。県が小学校まで拡充するわけですね。本町の制度も小学校3年まで拡充するという点で、来年度、一時払い無しですよ。無料制度を小学校3年まで拡充するという方向で、是非検討いただきたいというふうに思うんですけども、そのあたり、町長、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） この議会の後ですね、今日、県の方に参ります。そういうところで、いろいろと県からの説明を受けますけれど、こういう、その少子化対策を含めてですね、県も力を入れて一緒にやっていくという事ですから、町としても、できる限りの事はやっていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 36ページ、10番の林業総務費の中ですね、19番、負担金補助金、有害鳥獣ですね、230万拳がってございますけれど、これも私一般質問もさせていただきました。これ多分、猪、鹿の分の駆除じゃる思うんですけど、やはりですね、檻1個当たり5,6万すると聞いております。ですから、柵だけであれば、本当に来たやつが、帰って減らないわけでございますんで、鹿なんか、絶対数が増えているいうのは間違い無いところでございますんで、142集落あってもですね、やはり檻2個づつぐらい補助したとしてもですね、1万円ぐらいすれば、280万程ですから、是非減らす方向でですね、今度、農会長会議の時に、そういう意見、農林課長出すという事でおっしゃってますけれど、敏森さんらも、農会長らしいんですけど、是非ですね、そういう場の中でもね、言っていて減らす方向で、1つお願いしたいと思っておりますが、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） この件につきましては、県の方にも、その獣害対策の中でね、頭数を何とか減らす方向の事の対策を考えていただきたいという事での要望を常々行って参っております。各集落でね、これ捕獲できるかという、やっぱり狩猟法の関係もありますから、その集落で、捕獲して捕獲するという事はね、難しい点があります。これは、猟友会等の協力を得てですね、やっている訳ですけども、ただ、その処分費について、現在1万円の補助出してますけども、確かにそれでは、いろんな経費から考えてもね、なかなか鹿を積極的に取っていただく、捕獲していただくという事にならない。この辺については、県に対してもですね、それに見合う費用の負担を見てですね、何とか積極的に捕獲がしてもらえるような制度にして欲しいという事も話しております。ただ、1頭5万も6万も

というね、そんなものと言うのは、その檻の事でしたか。

〔岡本義君「ああ、そうそう」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 檻ですか。

〔岡本義君「檻、檻、檻1個作るんに、5万、6万」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 檻は、その、そんなんでできるんかどうか、私も分かりませんが、その今、捕獲して処分していただくに当たってのね、補助金を出しているわけですが、その辺の見直しも考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

4番（岡本義次君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） あの、ほなら、農林課長、これ230万というんは、いわゆる鹿、猪、獲ってなんぼぐらいという、この内訳、どのような状態で、こんだけ挙げておるんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今回、補正させていただいておりますのは、猟友会の方にですね、有害鳥獣駆除活動という事を依頼しております。今年も概ね年間を通じてですね猟期以外は、お願いしておるわけなんですけれども、ほとんどこれ鹿と思います。猪も一部はありますけれども、その頭数は、実績で1頭当たり1万円駆除していただいたら支払いしておりますので、その実績です、この3月の見込みを入れて230万という事を、今回補正させていただいております。ですから、頭数は、全体です、予算的には、490頭を駆除していただくという見込みで、ちょっとお願いしておる、予算化させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 檻を1つ作るんについて、5万か6万かかるという事で聞いております。ですから、その檻に対する費用1個について、1万ぐらいですね、そういう中で減らしていくという方向の中でね、鉄砲で追わえる場合、中々犬も、中々、そこまで追いきらんし、猟する人も歳がたってですね、前と比べてできにくくなっているような事も聞いておりますので、ですから檻の場合だったら置いておって、猟友会とタイアップしてね、いう事での処置でございます。そういう事で、1つ又農林振興課長、あの、農会長会議の中でも、よく訴えて、1つお願いしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、答弁いりますか。

4 番（岡本義次君） いや、よろしい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 34 ページお願いします。34 ページの農地費、負担金補助交付金の関係で町単土地改良事業補助金、下秋里分で 1,100 万円の補正であります。残土処分投棄料として雑入で 3,300 万円ほど、入っているようでありますけれども、この補正増の内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 当初は 2,500 万当初予算化させていただいておったんですけれども、一応町負担分という事で当初、挙げて見込みとして予算化させていただいておりましたけれども、県の土砂を取捨する経費、今回の補正で挙げさせていただいております。こういった費用につきまして、一般会計通させていただいている費用について、こちらから補助金で下秋里のほ場整備組合の方に交付をするという予算措置をしております。そういう事で、歳入の受入を約 3,200 万ですか。それと、今回 1,100 万補助金をプラスさせていただきまして、負担金を 3,600 万、工事の方に交付するという事でやっております。この差につきましては、一般会計の方で助成する、トータル的には助成するような格好になりますけれども、そういった予算措置として、今回挙げさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 金が入って来たからという事なんだけれど、下秋里の最初の工事費は、事業費 5,000 万円だね、それでやってきているわけなんですけれども、これは、例えば、金が入り次第いくらでも増額して、出すというのは、その下秋里の全体の事業の関係、入札の関係からしたら、これはどうなるのか、5,000 万円の事業で始めて、結局負担が、それぞれ 3,300 万という事になればね、事業費としては増えていくわけやけど、それは、どのような扱いになる。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 18年、19年、2箇年工事になると思います。過日、入札が終わったわけなんですけれども、工事費については、まあ約3,600万くらいだったと思うんですが、後ですね、換地費用、そういったもんも出てきます。それについては、また19年度ね、予算化をさせていただきたいというふうに思っております。今回につきましては、繰越事業というような事にもなるうかと思っておりますので、また3月で調整させていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 小さな金額なんですけれども、25ページ、生きがいづくりセンター運営費、役務費で通信運搬費電話料、当初予算4万円がですね、減額4万円全く無くなっているわけです。それと、次のページ26ページの江川文化センター、同じく通信運搬費、電話料、これも当初3万5,000円置かれておったんですけども、減額3万5,000円と。これは、なぜ、この電話料が0になったかという事とですね。もう1点、41ページ、土木費、50目、智頭線関連事業費で委託料、施設清掃委託料をですね、その下のシルバー人材センター業務委託料この内容ですね、どのような内容か。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） この管理の関係、生きがいづくりセンター、江川文化センターの関係ですが、これは財産管理の方で、支出するという事で、こちらの方から計上しておりますところから減額して、財産管理費で支出するというふうに振り替えておりますので、そういう調整の部分で計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、続いて答弁。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 41ページの智頭線関連の事業費でありますけども、清掃委託料をシルバー人材センターを通した形の委託料に振り替えさせていただきましたので、支出は変わらへんのんですけども、内容はシルバー人材センターを通した事で、そういう名前の業務委託料になりました。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） これは、施設清掃委託料という事で、この集落、この近くですね、駅の近くの、その集落の方に、お願いされておると思うんですけども、そこら、うまく了解はされておるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） はい、全て駅がいくつもあるんですけども、その分の調整を  
させていただきます、統一をさせていただいております。

〔井上君「了解を得ておるわけですね」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上 透君） はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、続いて、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 27 ページでお願いします。今回ですが、26 ページも含みますが、  
各施設でね、火災報知機設備検査委託料というのが、当初予算、例えば、江川で言います  
と3万円が、減額3万円になっているところがあります。そうになっているわけなんです  
が、それと、そういうのがあるんですが、他の施設で今度、江川も含めて、消防設備補修管理  
委託料というのが、長谷の地域交流センターまた石井屋内介護予防館とか、出てきてい  
るんですが、これの説明をひとつお願いしたいのと、それから江川の文化センターで、施設  
の清掃委託料なんです、当初無かったと思うんですが、これの説明と、それに関連して、  
南光の地域福祉センターですが、当初202万8,000円の施設清掃管理委託料が、今回69  
万6,000円の増額になっていますが、これの説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） まず、私の方から江川の文化センターの施設の清掃委託料につ  
きましては、タイルのクリーニングとクモの巣の取り払い、これの清掃入れて、今回計上さ  
させていただきました。それと、南光地域福祉センターの委託料の施設管理委託料69万6,000  
円。これにつきましては、誠に申し訳ございませんが、当初予算の時に人数分、今4人で  
1週間を回しておるんですけども、その内1人分の土日に来ていただける分を、当初予算  
に計上漏れという事で、今回その5,700円、シルバーの方の114日分の事務費につ  
きまして、69万6,000円を計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、もう1つは、26 ページ。

〔笹田君「火災報知機は」と呼ぶ〕

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） そしたら、火災報知機につきまして、議員ご指摘のように、消防の  
設備保守管理委託料というのが、挙がっております。と言うのは、今までこの委託料等の  
置き方がバラバラという事で、財政課の方の指導によりまして、消防施設の保守管理に統  
一するという事で、火災報知機等の委託料を落とさせていただいて、消防の設備の保守管

理委託料の方に細説を変えたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、変えるのはいいんですけども、金額がそしたら上がるのは、その管理の委託する先が変わるわけですか。全体に金額が上がってると思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 例えば、火災報知機と今まで誘導灯のその委託だけしておいたものを、ここで、消火器等も含めた委託料にしたという事で、その部分は増えております。

議長（西岡 正君） はい、他にありませんか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） それぞれに、この度高度情報化通信網の加入金という事で、町の施設に1万円づつ挙がっているんですけども、いわゆる指定管理者にお任せしている施設まで、今回挙がっていると思うんですけども、町の施設という事で、全て町が加入金をいただくのかどうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 町の施設の加入金として1万円いただく様にしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 指定管理者じゃなしに、町がやるわけやね。そやから町が出しているわけでしょ。町が出すんやね。そしたらね、先ほど、いわゆる徴収条例の中で、町営住宅、それは入居者に加入金をいただくんだという話でしたよ。いう事になると、ちょっと矛盾が生じるわけですよ。そやから、指定管理者は、払わなくていいけども、一般の個人はいただきますというふうな解釈になるかと思うんですね。そやから、そういったところは、どうなのかなと。指定管理者は払わなくて、町が全部するという事になれば、町営住宅も当然、そういうふうになるのかなと。町民から貰うとなれば、指定管理者にお願いしている施設に関しても加入金は指定管理者からいただくというのが、筋かなと思うんです

けど、そういった所どうなってます。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 町の基本的な施設につきましては、加入系の施設でありますので、それを1万円いただくという事なんですけども、町営住宅の場合は、そこに入居されておるとい事の中で、1戸の所帯と見て1万円徴収させていただくという整理になると思うんですけど。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ちょっと、それおかしいいうんか、町が運営しとれば、それでいいですよ。指定管理者をお願いしているわけやから、そやから、それは、そういう考え方だからおかしいから、今回、南光、三日月の施設、指定管理者になっている所が対象になっているんですけども、今後、当然、佐用、上月、そういった部分も出て来るわけですけども、やはり指定管理者からはいただかないけども、個人の入居者からはいただくという事になれば、住民納得いくかどうかということですね。そやから、先ほど徴収条例の中で、いわゆる住宅の場合には、入居者が加入金を払うんだという事で、皆賛成しているんですよ。それで、今回この補正で挙がっている予算というのは、町の施設は、町が全部払うという事になれば、ちょっと全然、また違いますからね。やはり同じ様な、分かれ方をしないと、ですから、指定管理者をお願いしたという事になれば、指定管理者から加入金はいただくというのが、本筋かと思うんですが。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その辺、いろいろ考え方によってね、その矛盾があるんじゃないかという事なんで、町としてもよく検討させていただきますけども、私は、町の入居契約とですね、また指定管理者契約とは、また別だというふうには、思います。指定管理して、その業務をして、引き継いで、そこに管理運営をしていただいているわけですから、その業務の中には、当然テレビ等ですね、必要だという事での、施設の一部としての、それを含めて管理委託をしているという考え方をすれば、それは、それで通るんじゃないかというふうに思いますけどもね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、最後でお願いします。

7番（松尾文雄君） 最後になります。あまりに甘やかしすぎかなと思います。それで、先ほど言われたね、住宅の場合には、下水、上水に関しては、これは生活に必要ですよ。テレビは、無くても生活できるんですよ言われたんですよ。ほな、今ここで、勝手についたら、そのテレビも全部含めて管理を任せてます。いや、そうじゃない。そういう施設、そんなもん、必要ないんですわ。いや、そやから、そこらがね、そんな事では、逆に、今回、この補正の部分、ほんのわずか1万円の部分ですけども、全然矛盾した事が出るという事になれば、賛成しかねるんですよ。やはり、そこらきっちりとした形をしていただかないと、金額の多い少ないじゃなしに、あまりにも、ちょっと酷すぎますね。やはり、そこらは、ハッキリ、今言われた様に今、ついさっきですからね、第1号で徴収条例の中で、一般生活に関係する上水とか下水に関しては、これは町がしますと。テレビは無くても生活ができるんです。だから、入居者に対しては、いただきますという回答だったわけですから、そやさかいに施設に関しては、テレビがあっても無くてもいいんです。運営するには。皆、そこを運営するんに、テレビを見に行くわけではない。そこらが、もう全然違いますよ。そやから、これは、やはり、考え直す必要があるかと思えますけど。そやから、休憩してもらて、この補正、チャッチャツ、チャツてやってもろたらええんですよ。

議長（西岡 正君） はい、町の考え方、お答え願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 指定管理でお願いしている施設というのは、そこで営業している施設又いろんな公共福祉施設、そういう形でね、やはり、それは利用者として、必要な施設だという事で、テレビも設置してあります。そういう事ですから、それも含めて、備品としては、町の方が全部、その施設も含めて、備品を購入した物を置いてやってるわけです。ですから、それに対して、一応今回、テレビも使えるように、当然していくというのが、町の施設としての責任ですから、そういう意味では、住居、住宅の場合とは違うというふうに考えていただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、あれば後ほどお願いします。

他に。ありませんか。

無いようですが、松尾議員続きありますか。いいですか。

それでは、無いようですので、質疑を集結したいと思います。

これより本案について討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、これで本案についての討論を終結いたします。これより、本案について採決に入ります。

議案第195号、平成18年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長(西岡 正君) 起立、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 . 議案第196号 平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長(西岡 正君) 日程第7に移ります、議案第196号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。  
質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) 無いようですので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に移ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) 無いようでございますので、討論を終結いたします。  
これより本案について採決に入ります。  
議案第196号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長(西岡 正君) 起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 . 議案第197号 平成18年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長(西岡 正君) 日程第8、議案第197号、平成18年佐用町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) 無いようですので、質疑について終結いたします。  
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) 無いようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 197 号、平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 . 議案第 198 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 9、議案第 198 号、平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 198 号、平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 . 議案第 199 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 10、議案第 199 号、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ページ 15、滞納繰越分、これの説明と後残り何ぼになっとうか、そこら辺の事情説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。水道課長。

水道課長（西田建一君） 今回の補正予算につきましては、滞納繰越分 50 万円を追加させていただきますまして、合計で 114 万 6,000 円でございます。平成 17 年度の決算の中で約 300 万程度滞納繰越分がございましたんで、残り、340、350 万あったんではないかというふうに記憶しております。残りまして、後 240 万程度滞納繰越分として今現在、徴収しているという状況でございます。

議長（西岡 正君） もう少し大きな声でお願いしたいと思います。  
よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） その関連という事で聞いていただきたいと思います。水道課長ご存知かも分かりませんが、旧町毎によって、その水道を停止した場合のその扱いが変わってございますので、そこら辺のですね、統一見解、一本になりましたので、早急に又していただいて、また見解出していただきたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですね。答弁。  
他にございますか。  
無いようですので、質疑を終結いたします。  
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。  
これより本案について採決に入ります。  
議案第 199 号、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 . 議案第 200 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 11、議案第 200 号、平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 5 ページの現場管理費、浄化センター管理委託料、それから浄化センター水質検査委託料、機器点検整備委託料、これ補正第 2 号でも、前は入札減、三日月他の入札減という事で、今回のこの減額の理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 浄化センターの管理委託料、これはマンホールポンプとか、そういう面も含めておりますけれども、それらを見直ししたりしております。それから脱水汚泥、これが少なくなっております。それです。水質検査委託料については、一括契約による減額であります。それから機器管理につきましても、これは工事請負金の方に 500 万振っておりますけれども、後、その保守、見直しとか、契約減による変更で減額であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ、浄化センター管理委託料、マンホールポンプとか、汚泥の量が少なかったから、その、やる分が少なかったというのは、分かるんですよ。それにしてもね、補正第 2 号でも 800 万からの減額、今回また 1,000 万からの減額ですから、その分については、額がちょっと大きくなると思うんですけども、その説明でよろしいんでしょうかね。マンホールポンプ等、量が少なかったから、その減額、1,000 万の減額、そういう事なんですか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） マンホールポンプ場につきましては、清掃管理、地域によって年 2 回をすとか、そういう格好とかマンホールポンプ場の管理費、この 4 町間で、相当の管理方法が違っておりました。これについては、神戸市とかいろんな所へ聞きながら、レベル 5 の所をレベル 2 程度にでも充分やれるとか、そういう形の中で、点検費の見直し等行って、維持管理を安くするという格好で、今後 19 年度においても、そういう格好で、予算化の方向で、考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 職員手当てのとこなんですけれど、これ今までの議案書、9、10 ですか、ですけど、調整手当という事をのっとんですけれど、これ地域手当と調整手当って、いろいろ書かれておるんですけども、ここらどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。総務課長。

総務課長（小林隆俊君） これ4月から地域手当ということで、それぞれ項目を替えておるわけですけど、当初予算は調整手当という事でおかせてもらっております。

若干、こうですね、電算処理の段階で、ちょっと調整手当という事で残っておる部分もありますけれども、地域手当という事で、読み替えていただきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 番、滞納ですね、15 の 35 万、これについての説明と残り何ぼかという。

議長（西岡 正君） 下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 特環では、180 万ありまして 10 月末で 55 万程入っておりまして、後未だ今後は、残金について毎月督促状を送りながら、訪問もしております。以上です。

〔岡本義君「残り何ぼ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

下水道課長（寺本康二君） 130 万。

〔岡本義君「130 万」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。ありませんか。

無いようですから、質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 200 号、平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 12 . 議案第 201 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 12、議案第 201 号、平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。  
これより本案について、採決に入ります。  
議案第 201 号、平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は、可決されました。

---

日程第 13 . 議案第 202 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 13、議案第 202 号、平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。  
これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 4 ページですけども、工事請負金について、お尋ねをしたいんですが、先日少し説明していただいているんですけども、この事業の全体計画について説明をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） 失礼します。全体の計画としましても、県の方は、全ての施設におきまして、ユニバーサル化を進めております。一応、障害者の方もスムーズな利用ができるようにという事で、そういった配慮を現場において行っております。今回は、一部、18年度の新規事業で県の方が認めてもらっておりますものが、一部ございます。

そして、17年度、昨年度実施しましたものの中で、未整備で残っておりますものが、ありまして、そういったものが階段部分の手すりとか、誘導標識のブロックとか、そういったものが、未だ現在残っております。それから、自動ドアとか、そういう施設そのものの出入口、そういったものについても、未だ未整備な所があるんですけども、それらは、順次やっていくという事なんですけれども、まあ全体計画としまして、個々の施設の割り当てと言いますのが、その年度年度において、ある程度、流動的な部分があります。それを見ながら予算要求を県の方にもいたしておるところでございます。今回の場合は、取り合えず、昨年未整備部分と今回、トイレにつきまして、オストメイト型の物とそれからオムツ交換台が以前から、言われておりました物がありました。そういった物をしております。で、これが整備、本年度終わりましたも未だ残っている所がございます。そういった物は、県の方の調査を委託されたコンサルタントの業者さんが、現地を訪問しまして、いろんな専門的な目から調査をした上で計画を挙げて行くと、そういった手順でございますので、ご理解を得たいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 広い公園なんですけれども、その全体を見て、計画を立てて、その分割で、そういった何回にも分けて工事をするというよりか、全体をやってしまう方が経費的にはどうなのかなという事を考えるんですが、その辺は、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） ご存知のとおり、山頂部にあります公園ですので、いろんな方法論としては、意見があるようでございます。それらを全体計画を立てるとというのが、今のところ、そういった計画方針で県の方が進んでおりませんので、一番、他の県内の施設に同様な事業があった場合には、その事業と合わせて行っていくというような形で、今進んでいるようでございます。全く宍粟市とか、そういった北部にありますような森林公園的な若干似たような部分もありますし、それから都市部におけます、いろんな見学施設、それから野外活動を行う教育施設的な部分もあるという事で、一応複合的な施設ですので、中々全体としては、計画がしにくい部分であるというのは、県の方も認識しておるようでございます。また宿泊棟とか、そういった物につきましては、非常に老朽化が進んでおります。ですから、今ここで、そういう設備面を、どう言いますか、一体的に総合的に考える事が、若干困難な時期にさしかかっているというような事で、一番問題になる、そういう進入路関係とか出入りとか中の利用に際して、一番整備をしなければならない所を重点に行っているという、そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。  
他にございますか。  
無いようですから、これで質疑を終結したいと思います。  
これより、討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。  
議案第 202 号、平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）  
の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。  
ここで、お諮りしたいと思います。12 時になりました。ここで、昼食休憩をしたいと思  
うんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは、ここで昼食休憩に入ります。再開を、午後 1 時といた  
します。

午後 0 0 時 0 2 分 休憩

午後 0 0 時 5 9 分 再開

議長（西岡 正君） 若干、時間が早いんですが、開かせていただきたいなと思います。  
引き続き審議をするわけですけれども、岡本議員については、体調不良の為に、午後  
休ませて欲しいという届出がございました。許可をいたしております。この点、よろしく  
お願いをいたします。

日程第 14 . 議案第 203 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出に  
ついて

議長（西岡 正君） 日程第 14、議案第 203 号、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補  
正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。  
これより本案について質疑に入ります。質疑のある方ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） あの、これ先般、笹ヶ丘の支配人がお見えになって、どのようにし

たら、まあ、増収にもなっていくだろうかという中でですね、部屋数を増やさなければ、このままで、いくらやっても赤字になっていくというようなお話もあったとは思いますが、それと、また、高齢者の方が利用される率が多いという事で、エレベーターを設置してはどうかというようなお話があったんですけど、その点について、町長、どのように思われますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 施設も改築されてからですね、相当年数が経ってきてます。いろんな意味で、設備も老朽化している面もありますしね、やはり今お話のような時代として、エレベーターの無いような施設というのは、本当に今の時代に合わない、当然必要な施設だと思うんですね、ただ相当の経費がかかります。又部屋数を増やすと言っても、敷地の問題もあります。なかなかあの上へ足すわけにもいきませんしね。構造的に、横にのばす所も無いというような状況の中ですね、本当に改善、今のままで例えば、エレベーター等を付けても、そのなかなか増収にはつながらない。施設としては、必要な設備だということだけに終わりますね。昼間の利用また団体の利用なんかですね、今高齢者なんかの、いろんなレクリエーションを兼ねたですね、周辺の施設、ある程度支援をするような、皆が使える、町民も使えて、そして笹ヶ丘の営業にもプラスになるような形で、旧のグランド等の利用というような物ですね、まずは考えて行きたいなという事を、今思っているんですけども、当然、そういう事については、今後早急に検討しなければいけないとは思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。  
はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 3ページの歳入の関係で、雑入4万5,000円の説明。それから4ページでは、笹ヶ丘も交流会館も下水道使用料の増額ですね、補正。この増額理由、2点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。商工観光課長、3ページからお願いします。

商工観光課長（芳原廣史君） まず、雑入につきましてですけども、自動販売機の設置をメーター設置をしまして、メーター使用料金によっての徴収にしたという事でございます。それから4ページ目の公共下水道使用料の増額ですが、旧上月町料金で予算計上しておりましたのを新年度から4地域合わせるという事で、新料金体制によった不足額でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田さん。川田議員。

16 番（川田真悟君） 3 ページの、これ私の感じではね、3 ページの宿泊料の予算から、80 万 3,000 円減らしておるんですけども、まだ最終的には、今年の年度も終わっておりませんし、普通で言いますと、使用料というのは、その年度当初に挙げた、私は、もう営業目的だと思っておりますけども、それが未だ年度が終わらん間に予算から減らすという事は、どういった感覚かなと。営業努力を私は、放棄しとんかなという感覚でしか見てないんですけども、予算上の措置でいろんな事があるんか、分かりませんが、使用料を、未だ終わってないのに、目的から減らすという事は、ちょっとおかしいんじゃないかと思いませんけども、この辺の答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） そういう見方もあるかも知れませんが、歳入歳出合わせる為に、例年無理決めの予算計上をしております。今までの旧町、旧上月町時代から、このような調整の仕方をさせていただいておりますので、今回もこの使用料によって歳入歳出、調整をさせていただいたという事でございます。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） そういう中身の事はね、分からん事も無いんですけど、予算の計上の仕方としてね、私は、ちょっとおかしいんじゃないかと。前にも一般質問をさせていただきましたし、決算の中でもね、後で赤字をするというのは、私は、まあ、ちょっとね、おかしいなと思うんですけども、今回の予算のこの組み方にしたって、他の方法は、多分あると思いますけども、見た目がね、こういった営業を、こないだも町長の答弁では、経営改善するという事だったんでね、もう明らかにこれは営業努力を怠るような、予算の計上したらどうかと思うんですけど、町長、その辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、ご指摘のとおりだと思います。それで、あの、これまでこうしてたから、こうしたんだという考え方、こういう考え方は、やっぱりね、今後職員としてもですね、やっぱり改めていかなきゃいけない。という事、その点については、今後、そういう予算を立てて、営業目標として、こういう特に笹ヶ丘なり、他の収益を上げながらですね、計上していく所の感覚においてはね、当然、営業改善その中で努力をしていくという姿勢の中でですね、1 年を通して、予算についての執行についても注意をしていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 当然、営業努力はしていただきたいと思っておりますけれども、そういう理由であれば、私もまあ敢えて反対はしませんけれども、こういう、後は別に笹ヶ丘を、私は、つぶせと思っておりますので、個人的にもいろいろ利用させていただいておりますし、町長の答弁にもありましたように、町民にとってね、必要な施設だったら、充分だと思っておりますけれども、やはり処理上もね、前向きな考え方をお願いしておきたいと思っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あの、ちょっと先程、井上さんも言われておったんですけれども、旧上月町の施設としては、まあ、あれでも良かったのかなと思ったりもするんですけども、やっぱり佐用町という大きい形になって来た中でね、あの施設の大きさを充分なのか、赤字対策にしても、フル活動したとしても、赤字を解消できないというような施設という事ではなくして、今、町長、広げるに当たって、場所がないと言われてましたけど、後ろ結構広いんですね。あっこ。上月の議員は知っておるだろうけど、佐用町の議員とか職員知らないけど、裏、結構広いんです。あそこ充分、増築というのは、可能だと思うんです。それと、今日なんか、あの、どの課長だったか、よう覚えとんどですけども、ユニバーサルデザインか何か、施設とか言われる発言されておった、ああ、すごい言葉やなど、ねっ、障害者対応言うて、後で言われましたけどね、そうか、やっぱりユニバーサル対応をせなあかんなど、思いません。町長。誰か、課長が言いよったね、今日。どの課長か覚えておるけど、言わんけど。ねっ、ほなら、やっぱり、ああいう施設がやっぱり、課長せなあかんのん違うん。いや、ちゃうちゃう、ちゃう、町長するべきじゃないんですか。ちょっとお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） だから、今もお話させていただいたようにね、そういう対応を時代としてしていかなきゃいけない課題はあるという事、それはよく認識しております。ただ、まあ、今後の経営のね、あり方についても、町が今、町営として全て経営しておりますけどね、実際に、こういう、その、そういう対応をしても、実際には、その赤字の部分は、なかなか、今のままではね、解消できないところです。ですから、今後の経営状況、経営についても、十分に推測しながらですね、そういう施設としての改善という事も取り組んでいきたいという事です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、ほんまに、経営についてはね、旧上月町時代からね、議員、上月の議員、皆ねもっと気合入れてせいよと、頑張れよと、努力せいよというのは、もっとはっぱをかけておったし、ただ、先程言われたように、ちょっと、いや、そうなんや、ちょっと後ろの方にもね、結構広場ありますしね、こうやり方によっては、もうちょっと増築いう部分なんかもできないんかなと、そうする事によって、旧上月町だけが使うんじゃのうて、佐用町広くなってね、東の方は、三日月の方からも、ドンドン来てもろて、利用してもらっていう形でね、やっていただけたら、ちょっとでも、その何言うんか、良くなるんではないかなと思いますんで、これは、意見だけにしておきます。すみません。

議長（西岡 正君） はい、他に。  
無いようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案について、討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。  
これより本案について、採決に入ります。  
議案第 203 号、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 15 . 議案第 204 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 15、議案第 204 号、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑を終結いたします。  
これより本案について、討論に入ります。討論ございますか。ありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。  
これより本案について採決に入ります。  
議案第 204 号、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出につ

いてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 16 . 議案第 205 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 16、議案第 205 号、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これより本案についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 3 ページの不動産売払収入について、提案説明の中で、売払代金の廣山宅地の 30 パーセントを見込んでいるという事ですけれども、廣山の区画については、12 月 11 日に申込の期限が終わっておりまして、その状況は、どういう状況でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 12 月 11 日に締め切った結果、2 区画が販売できておりまして、3 区画が、今残っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） そういうふうに、5 区画の内、2 区画しか売れてないという事ですけれども、今後ね条件等を緩めてその販売の、もっと促進するのかどうか、そういうもっと、後 3 区画を売る為に、どういうふうな方策が考えられておられますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

商工観光課長（芳原廣史君） 今現在、広報とインターネットでの情報提供をしておりまして、インターネットからは、今 2 件、1 件か 2 件か紹介がっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 4 ページなのですが、土地購入費、3 の歳出ですが、ああ、すみません、違いました。もっと上です。違いました。もっと上です。ごめんなさい。

雑入、違約金及びのところですが、104 万 3,000 円これを違約金という事なのですが、あと、その買い戻した土地なのですが、利用方法と言うか販売方法とか、その他今後の見通しはどうなっているか、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長、答弁願います。

商工観光課長（芳原廣史君） 町に所有権移転をした後にですね、再度、公募させていただいて廣山と同じような、公募をさせていただいて、募集をしたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） そしたら金額的には、前回と同じ金額になりますか。もし公募される場合。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

商工観光課長（芳原廣史君） 土地代金としては同じ金額でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

無いようですから、質疑を終結いたします。

これより本案について、討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、討論を終結いたします。

これより本案について、採決に入ります。

議案第 205 号、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 17 . 議案第 206 号 平成 18 年度佐用町農協共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 17、議案第 206 号、平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。

これより本案について、採決に移ります。

議案第 206 号、平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について」を原案のとおり可決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 18 . 議案第 207 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 18、議案第 207 号、平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、無いようですから、質疑を終結いたします。

これより本案について、討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 207 号、平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されま

した。

---

日程第 19 . 議案第 210 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 日程第 19、議案第 210 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。  
お手元に配布いたしておりますので、事務局長より朗読させます。  
事務局長。

議会事務局長（岡本一良君） 議案第 210 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求める事について、次の者を佐用町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

現住所、佐用町下本郷 504 番地 2。氏名、船引浩一。生年月日、昭和 8 年 1 月 1 日。  
平成 18 年 12 月 26 日提出。佐用町長、庵逄典章。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。  
提案に対する当局の説明を求めます。  
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 失礼します。それでは、ただ今上程をいただきました議案第 210 号、佐用町教育委員会委員の任命につき、同意を求める事につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現教育委員会委員、船引浩一氏の任期が、本日満了いたしますが、引き続き同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
この際、お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し直ちに表決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、異議ありますか、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） この船引さん教育行政の優れた方だと伺っておるんですけども、まず、生年月日、昭和 8 年 1 月 1 日生まれという事で、74 歳という高齢なんですけれども、今、若者の時代と言われる、こういう時代にですね、74 歳、これ 4 年の任期なんですけれども、78 歳という事になるわけなんですけれども、そこらの事を、聞きたいという事と。今、

一番問題になっている、いじめの問題と、一番学校教育というのは、一番焦点になっているような時代にですね、この高齢の方、ましてですね、この方は、多くの公職を就かれているように、お聞きしとんですけども、公職、たくさん就かれてですね、この学校問題に熱を入れてやられるかどうか、これらの意見をお聞きしたいと思うんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 教育委員4名、教育長入れて5名という事です。当然、まあ、そういう年齢的なものもですね、できるだけ若い方にも、教育委員としての務めを中に入っていますね、バランスを取っているんな状況に対応ができる教育委員会としての活動をしていただきたいというふうに思っております。まあ、船引先生、浩一氏におきましてはですね、長年の教育経験、養護学校等の、そういう障害者教育、そういう所にも経験を積まれて来ている方で、非常に教育に対しても熱意を持って取り組んでいただいております。現在、教育委員長としてですね、務めていただいております、前三日月町からですね、引き継いで、新町として1年の任期という形での昨年就任をいただいたわけですけども、一応、もう1期だけお願いしたいという事でございます。まあ、現在のいろいろな教育問題、子どものいじめ等も非常に大きな教育現場におきましてもですね、課題もあります。そういう点についてもですね、十分に教育委員長としてですね、取り組んでいただいているというふうに聞いておりますので、確かに他の公職ももたれておりますけども、他の公職については、できるだけ早くそれを他の人に譲って、教育委員としてですね、専念をしていきたいというふうに聞いておりますので、そういう点も、ひとつご配慮いただきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

他に。ありませんか。

これで、質疑を終わります。

質疑がありましたので、討論に入りたいと思いますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第210号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第20．発議第15号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則

議長（西岡 正君） 日程第20、発議第15号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを議題といたします。

お手元に配布いたしておりますので、事務局長より朗読させます。  
議会事務局長、朗読をお願いします。

議会事務局長（岡本一良君） 発議第 15 号、佐用町議会会議規則の一部を改正す規則について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 18 年 12 月 26 日提出。

提出者、佐用町議会議員、山田弘治。

賛成者、井上洋文。同じく、高木照雄。同じく、大下吉三郎。同じく、川田真悟。同じく、吉井秀美。

理由、地方自治法第 109 号の改正により、委員会から議案を提出できることとなったことから、委員会の議案提出の手続き等について規定を整備するものである。

以上です。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明を求めます。

15 番、山田弘治君。

〔 15 番 山田弘治君 登壇 〕

議長（西岡 正君） それでは、日程 20、発議 15 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について、主旨説明をいたします。

地方自治法第 109 条の改正により、委員会も議案を提出できることとなったことから、会議規則第 14 条に委員会の議案提出の手続規定を設けるとともに、これにともない、第 37 条、第 96 条及び第 106 条の規定の整備を行うものであります。また同法第 109 条の 2 の改正に伴って、第 37 条の関係部分を改めるものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

本案件につきましては、議員連絡会等で充分審議がなされておりますので、質疑に入りますが、その点、お含みの上、よろしく願いしたいと思っております。質疑のある方。

〔 質疑なし 〕

議長（西岡 正君） 質疑が無いようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、発議第 10 号について討論に入りますが、ございますか。

〔 討論なし 〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

ただ今、議題となっております、発議第 15 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者 起立 〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 21 . 所管事務調査について

議長（西岡 正君） 日程第 21。

日程第 21 は、所管事務調査についてであります。

お諮りいたします。

閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 11 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会といたします。

---

議長（西岡 正君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の定例会に付議された案件につきましては、慎重にご審議を賜り、いずれも適切妥当なる結論をもって、終了できました事を、心より厚くお礼を申し上げます。

また、町長をはじめ、当局各位には、これらの審議に当たり、格別のご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

新生佐用町が、発足してから、もう 1 年を迎えましたが、新聞報道等では、順調に景気の回復基調が続いているとは聞くものの、依然として地方自治体を取り巻く環境は、非常に厳しく、本町におきましても危機的な行政運営を強いられております。

こうした厳しい時期こそ、行政と議会が一体となって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて取り組まなければなりません。今年も余す所わずかとなって参りましたが、議員各位におかれましては、くれぐれもお体に留意いただきまして、迎えます新しい年が、皆さん方に良い年であります事をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） どうもありがとうございました。

本当に、長期間に亘る議会でたくさんの議案を提案さしていただきましたけども、全て原案どおりご承認いただきまして、誠にありがとうございます。

議会、一般質問また議案に対しましても、いろいろとご意見ご質問をいただきました。

その内容、事につきましては、充分、今後の行政運営に反映をさせていただき留意して執行していきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

まあ、今議長お話のように、後残すところ僅かになりました。新佐用町といたしまして、2度目の、早正月を迎える事になります。皆さん方にもご健勝にて、良い年をお迎えいただき、また来年大いにご活躍いただきますように、どうぞ祈念申し上げたいと思います。ちょっと総務課長の方からですね、先般各地区の自治振興会を、ずっと開いて、いろいろと協議をして参りました。そういう点について、若干後ちょっと、暫く時間をいただいて、説明をしたいという事ですので、説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。本当に、どうもありがとうございました。

私、ちょっと今から県の方に来年度予算に向けての県との協議で時間が有りませんので、ここで退席させていただきますけども、よろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

午後01時25分 閉会

---